

個人年金保険受取時にかかる税金について

個人年金保険は、「契約者と受取人の関係」と「受け取り方」によって、受取人に課税される税金の種類が異なります。



■ 個人年金保険の受取時にかかる税金

	契約者 (保険料負担者)	被保険者	年金受取人	税金の種類	
				一括受取の場合	年金受取の場合
契約者と受取人が同じ場合	夫	夫	夫	所得税 (一時所得)	所得税 (雑所得)
	夫	妻	夫		
契約者と受取人が異なる場合	夫	夫	妻	贈与税	年金開始時 贈与税
	夫	妻	妻		年金受取時(2年目以降) 所得税 (雑所得)

- 契約者(保険料負担者)と受取人が同じ場合は、“一括受取”であれば「一時所得」、 “年金受取”であれば「雑所得」として所得税の課税対象となります。
- 一方、契約者(保険料負担者)と受取人が異なる場合は、“一括受取”であれば一括受取額が贈与税の課税対象となります。“年金受取”の場合は、年金開始時に「年金受給権」が贈与税の課税対象になり、2年目以降の年金は所定の部分が雑所得として所得税の課税対象となります。

個人年金保険は、契約者(保険料負担者)と受取人が異なる場合、年金開始時に受取人に対して贈与税が課税されます。

※保険期間途中で契約者を受取人本人に変更した場合でも、変更前に保険料が払込まれた部分については贈与税の課税対象となるのでご注意ください。

●記載の税務上の取扱いは、2023年9月現在の税制によるもので、今後変更になる場合があります。実際の取扱いについては、税理士または所轄の国税局・税務署にご確認ください。

富国生命保険相互会社

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2
 フコク生命のホームページ <https://www.fukoku-life.co.jp>

生命保険のお手続きやご契約に関する照会先
 フコク生命 お客様センター

0120-259-817

受付時間 平日9:00~17:00 (12/30~1/3を除く)

©ニ-マ推-0176(2023.9.6)使用期限(2024.9.5)

担当者

『贈与税』の対象になると…



● 契約者と受取人が異なる場合は、年金開始時に受取人に対して贈与税が課税されます。

贈与税とは

■ 贈与税は、1年間に贈与を受けた金額から基礎控除(年間110万円)を除いた全額に対して課税されます。

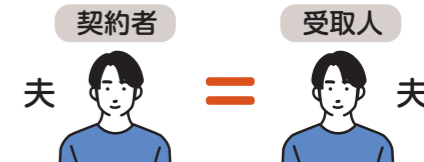
$$\text{贈与税の課税対象額} = \text{年金受給権の評価額} - \text{基礎控除 (110万円)}$$

年金受給権の評価額とは(確定年金の場合)

- ① 一時金の金額 → 一括受取を選択したとき
- ② 年金原資 → 年金受取を選択したとき



『所得税』の対象であれば…



● 契約者と受取人が同じ場合は、契約者(=受取人)に対して所得税の課税対象となりますが、受け取り方により所得の種類が変わります。年金開始時に一括で受け取る場合は一時所得になり(途中解約した場合も同様)、年金として受け取る場合は雑所得になります。



一時所得の課税対象額 (一括受取の場合)

■ 一時所得は下記により計算された金額が他の所得に合算されます。

$$\text{一時所得} = (\text{収入金額} - \text{必要経費}) - \text{特別控除 (50万円)} \times 1/2$$

他に一時所得がある場合は、他の一時所得との合計額から特別控除を控除します。

例 左記(加入例)(契約者・受取人=夫)で年金開始時に一括受取を選択した場合

$$\text{一時所得} : (363\text{万円} - 360\text{万円} - 50\text{万円}) \times 1/2$$

一括受取額 払込保険料総額 特別控除

この場合、特別控除を引くとマイナスになるので、一時所得は0になります。

加入例

年金種類	10年確定年金	加入年齢	30歳
払込期間	60歳まで(30年間)	据置期間	5年間
払込保険料総額	360万円(月払保険料10,000円×12ヵ月×30年)		
年金の受取額	年額37.08万円×10年間(総額370.8万円)		
一括受取額	363万円		

贈与税額

例 上記(加入例)(契約者=夫・受取人=妻)で年金開始時に一括受取を選択した場合、受取人(妻)にかかる贈与税額

$$(363\text{万円} - 110\text{万円}) \times 15\% - 10\text{万円} = 27.95\text{万円}$$

一括受取額 贈与の基礎控除 税率 控除額 贈与税額
(課税対象額) 下表より

■ 贈与税の税率と控除額(一般税率*の場合) ※配偶者や友人・知人などから贈与を受けたときにかかる税率

基礎控除後の課税価格	税率	控除額	基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—	600万円超 1,000万円以下	40%	125万円
200万円超 300万円以下	15%	10万円	1,000万円超 1,500万円以下	45%	175万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円	1,500万円超 3,000万円以下	50%	250万円
400万円超 600万円以下	30%	65万円	3,000万円超	55%	400万円

雑所得の課税対象額 (年金受取の場合)

■ 雑所得は下記により計算された金額が他の所得に合算されます。

$$\text{雑所得} = \text{収入金額} - \text{必要経費}$$

例 左記(加入例)(契約者・受取人=夫)で年金受取を選択した場合

$$\text{雑所得} : 37.08\text{万円} - 36.34\text{万円} = 0.74\text{万円}$$

年金額 必要経費*

※年金の必要経費は右記の計算によります。

$$37.08\text{万円} \times \frac{360\text{万円}}{370.8\text{万円}} = 36.34\text{万円}$$

年金額(年額) 払込保険料総額 年金総額 必要経費額
— 少数点第3位以下を切り上げ —

■ 所得税の税率と控除額 すべての所得の合計額に対して下記税率・控除額を適用します。

課税所得	税率	控除額	課税所得	税率	控除額
195万円未満	5%	—	900万円以上 1,800万円未満	33%	153.6万円
195万円以上 330万円未満	10%	9.75万円	1,800万円以上 4,000万円未満	40%	279.6万円
330万円以上 695万円未満	20%	42.75万円	4,000万円以上	45%	479.6万円
695万円以上 900万円未満	23%	63.6万円			